土地改良法（昭和24年法律第１９５号）第48条第９項において準用する同法第10条第１項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和８年10月30日認可した。

令和８年11月10日

香川県知事　　池　　田　　豊　　人

土　地　改　良　区　名	土　地　改　良　事　業　名
丸亀市土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）板屋出水地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）池下地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）行時地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）大道上地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）原地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）宮中地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）大隅地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）東南地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）田村池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）宮西地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）西ノ庄西地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）西屋敷地区
丸亀市飯山町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）新出水地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）佐次郎池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）樋ノ口地区
丸亀市綾歌町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）打越地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）大井出地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）本村上井地区
善通寺市土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）田中地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）土居地区
琴平町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）榎井塚狭地区